**三島町除雪オペレーター育成支援事業補助金交付要綱**

(目的)

第１条　この要綱は、本町における冬期間の町内ライフラインを確保し、町民の安全・安心な生活を担保するため、町内の除雪車による除雪作業を行う事業所において除雪オペレーターの養成を実施する事業所又は町営除雪オペレーターとして勤務を希望する者に対し、三島町補助金等の交付に関する規則（昭和５２年３月２５日三島町規則第４号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助額）

第２条　町長は、事業を実施する事業所又は町直営除雪オペレーターとして勤務を希望するもののうち、前条の目的を達成できると認められるものに対し、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

２　事業の種類、補助要件及び補助内容等は、別表第１のとおりとする。

　(補助対象者)

第３条　補助の対象となる事業所は、町内の国、県、町道及び公共施設の除雪業務を受託する町長が認めた事業所のほか、町直営除雪オペレーターとして勤務を希望する者とする。

２　前項の規定にかかわらず、補助金の申請時において、町税に滞納がある者は除く。

　(交付申請)

第４条　規則第４条第1項に規定する申請は、三島町除雪オペレーター育成支援事業補助金交付申請書(様式第１号)に別表第２に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

２　前項による申請は、事業実施の概ね10日前までに行わなければならない。

　(交付決定)

第５条　町長は、前条の規定により申請があったときは、申請内容を審査し、適当と認めたときは交付を決定し、申請事業者に通知するものとする。

２　町長は、前項の場合において、目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

３　町長は、申請があった場合において、補助を行わない旨の決定をしたときは、その旨及び理由を書面により申請事業者に通知するものとする。

　(交付条件)

第６条　補助対象となったオペレーターは、補助金を受けた事業所(町役場を含む)で国、県、町道及び公共施設の除雪業務の受託を交付年度から起算して、３年以上続けること。

２　補助金を受けた事業者は、前項の条件を証明するため、除雪機械運転者届(様式２号)を交付決定年度から起算して３年目の3月31日に達するまで毎年度本助成交付担当課に提出すること。

３　前項に掲げる補助金受給者の３年間の除雪業務の継続受託状況を管理するため、担当課は、受給者の３年間にわたる除雪の継続受給状況一覧を作成し、毎年度管理する。

４　2項に定める規定に違反のあった場合は、第１０条に定めるとおりとする。

　(変更の承認申請)

第７条　規則第６条の規定により交付を受けた内容に変更が生じ、町長の承認を受けようとする場合は、速やかに三島町除雪オペレーター育成支援事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(様式第３号)を町長に提出しなければならない。

　(実績報告)

第８条　実績報告は、三島町除雪オペレーター育成支援事業実績報告書(様式第４号)(以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日以内又は交付決定の日に属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(１)事業実績書

(２)経費の支払いを証する書類

(３)資格取得者の大型特殊免許証及び車両系建設機械運転技能講習受講料済み証の写し

(４)三島町内事業所(町役場を含む)において、除雪業務を担う事を証明する書類(ただし、事業所からの申請の場合を除く)

　・例：採用通知書等

(５)その他町長が必要と認める書類

　(補助金請求)

第９条　補助金の交付決定を受けた事業者は、事業が完了した場合は、前条に定める実績報告書と併せ、三島町除雪オペレーター育成支援事業補助金交付請求書(様式第５号)を町長に提出しなければならない。

　(補助金の返還)

第10条　補助金の交付対象となったオペレーターが資格取得後３年以内に、町内の国、県、町道及び公共施設の除雪業務実績のない場合は、補助金を交付した年度に限らず補助金の返還をさせることができるものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、返還を免除できるものとする。

　(会計帳簿等の整備等)

第11条　補助金の交付を受けた者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保存しておかなければならない。

附則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別表第１(第２条関係)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 除雪オペレーター育成支援事業 | 補助要件 | 補助内容 | 摘要 |
| 補助対象事業所が、その従業員に対し、大型特殊免許の取得及び車両系建設機械運転技能講習を受講させる場合又は、町直営除雪オペレーターとして勤務を希望する者が大型特殊免許の取得及び車両系建設機械運転技能講習を受講する場合は、次に掲げる要件に該当すること。(１)資格取得予定者は、原則60歳までとする。　ただし、町長が特に必要と認める場合はこの限りではない。 | 大型特殊免許取得(自動車教習所における経費)及び車両系建設機械運転技能講習費の実費のうち、実費合計額の1/2以内とする。(補助対象額の上限は15万円)また、補助金の対象となる経費は、次に掲げる補助事業に要する経費とする。(１)大型特殊免許取得の場合・入学金、適正検査料、技能講習料、教本代、検定料(２)除雪機械管理施行技術講習会受講の場合・講習会受講費及びテキスト代　本補助事業について他の補助金等の交付を併用して受ける場合は、実費を超えない範囲で他補助の金額を差し引いた金額を補助額とする。　ただし、同一人に対する同一資格取得に係る経費の対象は、この告示において受験回数1回までとする。 | 　予算の範囲内で補助するものとする。　また、補助金に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てる。 |

別表２(第４条関係)

|  |
| --- |
| 区分 |
| 事業者の事業概要を示す書類(除雪路線等がわかる書類) |
| 除雪オペレーター人材育成計画書(様式第６号) |
| 資格取得予定者の雇用保険の適用を証する書類　　　　　　　　　※雇用保険加入者 |
| 資格取得予定者の運転免許証の写し |
| その他町長が必要と認める書類 |